

1 北海道におけるケアラー支援の 取組状況について

1 北海道におけるケアラー支援の取組状況について

1 条例制定までの経緯について

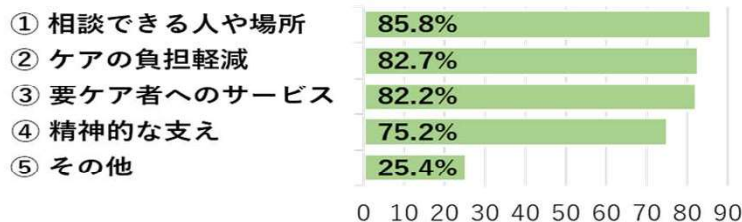
本道では、全国平均以上に①高齢化・②少子化・③核家族化が進展しており、今後、世帯の小規模化が進むことで、一人当たりのケアラーにかかる負担は一層大きくなることが見込まれている。

道では、令和3年2月、ヤングケアラーに関する国の動向も踏まえ、庁内会議を設置し、検討を開始。

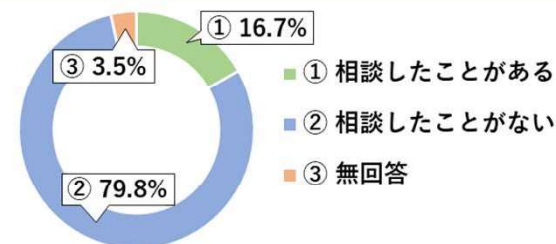
幅広い観点から専門的なご意見を伺うため、5月に有識者会議を設置。

施策の方向性を検討するため、道内の実態把握が必要と判断し、7月にケアラーとその家族に関する実態調査を実施。

Q 高齢者を介護等するケアラーが求める支援



Q 介護等に関する悩みを相談した経験の有無



調査の結果から見えた課題に対応するため、議会や有識者会議での議論等を経て、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していくため、北海道ケアラー支援条例を制定し、令和4年4月に施行。

結果から見えた主な課題	基本的施策（3つの柱）
・ 認知度や意識に関すること	1 普及啓発の促進
・ 相談や支援の体制に関すること	2 早期発見及び相談の場の確保
・ 地域全体の支え合いに関すること	3 ケアラーを支援するための地域づくり

1 北海道におけるケアラー支援の取組状況について

北海道ケアラー支援条例【概要】

目的（第1条）

ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

定義（第2条）

(1) ケアラー

… 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

(2) ヤングケアラー

… ケアラーのうち、18歳未満の者

(3) 関係機関

… 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関

(4) 支援団体

… 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うもの

基本理念（第3条）

- (1) ケアラー個人の尊重、社会からの孤立防止
- (2) ケアラーの年齢や置かれている状況等に応じた適切な支援
- (3) 道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が連携した支援
- (4) 家族（要介護者）とケアラーへの一体的な支援
- (5) 子どもの権利・利益の尊重、教育の機会確保

道の責務、道民・関係機関等の役割（第4～9条）

- (1) 道：地域の実情に応じた施策の実施、市町村への助言・支援
- (2) 道民：ケアラー支援の必要性の理解、行政・各機関等への協力
- (3) 事業者：従業員勤務への配慮・情報提供など必要な支援
- (4) 関係機関：業務を通じたケアラー支援の必要性の把握・支援
- (5) 支援団体：適切かつ効果的な支援、行政・各機関等への協力

ケアラー支援に関する基本的施策（第10～15条）

推進計画の策定

ケアラー支援を総合的
かつ計画的に推進



- ① 普及啓発の促進
- ② ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等
- ③ ケアラーを支援するための地域づくり

1 北海道におけるケアラー支援の取組状況について

2 「北海道ケアラー支援推進計画」の策定について

条例の規定に基づき、令和5年3月に「北海道ケアラー支援推進計画」を策定。

＜計画期間＞令和5年度から7年度までの3年間

計画に掲げる3つの基本的な施策である「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」に基づき、11項目の数値目標を定め、同年4月から計画に基づく各般の施策を推進。

基本的施策（3つの柱）と具体的な取組	数値目標
1 普及啓発の促進 <ul style="list-style-type: none">・ケアラー支援推進月間の設定（毎年11月）・ポスターやリーフレット等による啓発・ホームページやSNSを活用した情報発信・シンポジウムの開催 等	<ul style="list-style-type: none">1 道民の認知度（よく知っている：50%以上）2 児童生徒の認知度（内容を知っている：50%以上）3 相談窓口に関する児童生徒の認知度（内容を知っている：50%以上）4 学校の認知度（知っており対応している：100%）
2 早期発見及び相談の場の確保 <ul style="list-style-type: none">・関係職員向け研修の実施・ヤングケアラーコーディネーターの配置・ヤングケアラー専門相談窓口の設置・スクールカウンセラー等派遣の重点化 等	<ul style="list-style-type: none">5 ケアラー支援研修の受講者（3,000人）6 ヤングケアラー支援研修の受講者（2,400人）7 相談支援体制構築と窓口の明確化（全市町村）8 分野横断的連携・協議体制の設置（全市町村）
3 ケアラーを支援するための地域づくり <ul style="list-style-type: none">・地域住民や事業者への意識の啓発・介護者サロン等交流拠点の整備促進・公的支援やサービス等の周知と利用勧奨・市町村へのアドバイザー派遣 等	<ul style="list-style-type: none">9 交流拠点の整備（全市町村）10 活用可能な社会資源の周知（全市町村）11 地域アドバイザーの養成（21圏域ごとに1名以上）※ 7から10は市町村における取組を期するもの

1 北海道におけるケアラー支援の取組状況について

北海道ケアラー支援推進計画【概要】

1 計画の概要

- **目指す姿**：条例の目的である「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」を目指す。
- **位置付け**：北海道ケアラー支援条例第10条第1項の規定による「推進計画」として定める。
- **計画期間**：令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までの3年間（第1期）

2 計画推進のための基本的事項

- **基本テーマ**：『ケアラーとそこご家族を地域社会全体で支えるまちづくり』

○ 計画の基本理念

〔※条例の基本理念に沿った内容〕

- 1 個人の尊重と孤立の防止
- 2 年齢や環境に応じた適切な支援
- 3 相互連携による地域全体での支援
- 4 ケアラーとその家族への一体的な支援
- 5 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮

○ 計画の基本的施策

〔※条例の基本的施策に沿った内容〕

- 1 普及啓発の促進
- 2 早期発見及び相談の場の確保
- 3 ケアラーを支援するための地域づくり

3 具体的取組・数値目標

基本的施策 1

普及啓発の促進

具体的取組

- ✓ ケアラー支援推進月間の設定（毎年11月）
- ✓ ポスターやリーフレット等による啓発
- ✓ ホームページやSNSを活用した情報発信
- ✓ シンポジウムやフォーラムの開催 等

数値目標

- ① ケアラーに関する道民の認知度【よく知っている：50%以上】
- ② ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度【内容を知っている：50%以上】
- ③ ヤングケアラーの相談窓口に関する児童生徒の認知度【知っている：50%以上】
- ④ ヤングケアラーに関する学校の認知度【知っており対応している：100%】

基本的施策 2

早期発見及び
相談の場の確保

具体的取組

- ✓ 関係職員向け研修の実施
- ✓ ヤングケアラー専門相談窓口の設置
- ✓ ヤングケアラーコーディネーターの配置
- ✓ S S W・S C派遣の重点化 等

数値目標

- ⑤ ケアラー支援の人材育成【受講者数：延べ3,000人】
- ⑥ ヤングケアラー支援の人材育成【受講者数：延べ2,400人】
- ⑦ 相談支援体制の構築と窓口の明確化【全市町村で構築】
- ⑧ 分野横断的な連携・協議体制の設置状況【全市町村で設置】

基本的施策 3

ケアラーを支援する
ための地域づくり

具体的取組

- ✓ 地域住民や事業者への意識啓発
- ✓ 介護者サロンなどの交流拠点の整備促進
- ✓ 公的支援やサービスの周知と利用勧奨
- ✓ 市町村へのアドバイザー派遣

数値目標

- ⑨ 交流拠点の整備状況【全市町村で整備】
 - ⑩ 活用可能な社会資源の周知【全市町村で実施】
 - ⑪ 地域アドバイザーの養成【各圏域ごとに1名以上】
- 〔※⑦～⑩は、市町村での取組を期するもの〕

1 北海道におけるケアラー支援の取組状況について

北海道ケアラー支援条例及び北海道ケアラー支援推進計画関連事業【概要】

目的

条例に掲げる「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」を目指し、ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方を早期に発見し、一人ひとりの事情に合った支援へつなげることができるよう、条例及び推進計画に基づくケアラー支援を推進する。

普及啓発の促進

ケアラー支援推進月間の設定

毎年11月を「推進月間」に位置付け、重点的に啓発活動を展開

啓発資材の作成・配布

リーフレット（コンビニエンスストア等）、ヤングケアラー相談窓口周知用カード（小中高）を配布、ポスターを掲示

多様な媒体による広報

新聞広告、普及啓発用動画の配信のほか、ラジオ局とのタイアップによる広報を展開

シンポジウム等の開催

ケアラー支援に関する理解を深めるためのシンポジウム等を開催

早期発見及び相談の場の確保

ケアラー・ヤングケアラー関係職員向け研修

関係機関職員・教職員等を対象として14箇所で開催、「ケアラーサポーター」として認定

ヤングケアラー専門相談窓口の設置

来所相談のほか、電話・メール・SNSなど多様な方法で対応

ヤングケアラーコーディネーター配置

道内8地域に配置、アウトリーチのほか、学校や地域住民等からの相談などに対応

SSW・SC派遣の重点化

支援が必要な生徒の在籍校への重点的なアウトリーチの取組

ケアラーを支援するための地域づくり

市町村へのアドバイザー派遣

市町村におけるケアラー支援体制の構築に向けた助言などによる支援

地域アドバイザーの養成

地域特性などをよく知るアドバイザー役を圏域ごとに養成

オンラインサロンの開設

ヤングケアラー同士が交流し、互いに悩みや経験などを共有

連絡協議会の設置

教育・福祉関係者がセミナーや協議等を通じて、地域における連携体制を構築